

セキショウ・ウェルビーイング福祉会館(茨城県総合福祉会館) 施設利用料金の改定について

「茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例」が令和6年3月に改正され、施設利用料金が値上げとなります。ご理解をお願いいたします。

【背景】

物価高騰の影響により維持管理に要する経費が増加しており、ご利用の皆様にもご負担をお願いするものです。

【内容】

令和6年10月1日から5%の値上げになります。

詳細は料金表のとおりです。

【経過措置】

令和6年10月1日以降に施設を使用する場合であっても、条例改正前の規定により使用承認を受けている場合は、改定前の料金となります。

(例) 令和6年9月30日までに使用申請書を提出した10月5日までの使用分は、現行の利用料金となります。

令和6年10月1日以降に使用申請書を提出した10月6日以降の使用分は、改定後の利用料金となります。